

別添4-1

別添 様式第1号-4 (第5条第1号関係) 【認定こども園 (分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調査書

Table with columns for school name, utilization rate (2.5%), and fiscal year.

(1) 利用子ども数 (広域利用子ども数を含む) 算出期間の中間年度から10月時点の取組数を集計する。

Tables for calculating utilization numbers, split into '本園' (own) and '分園' (branch) sections, with columns for age groups and fiscal years.

(2) 処遇改善等加算率算出 前年度の10月時点の算定額を適用

Tables for calculating adjustment rates, split into '本園' and '分園' sections, with columns for age groups and adjustment rates.

(3) 処遇改善等加算率算出 (各種加算項目付随状況) 前年度の10月時点の加算項目に付随金額を適用

Table for calculating adjustment rates with various add-on items, including columns for item names and calculation formulas.

② 2・3号

Table for calculation items 2 and 3, including columns for item names and calculation formulas.

(4) 調整割合 前年度の10月時点の算定額を適用

Tables for calculating adjustment ratios, split into '本園' and '分園' sections, with columns for item names and calculation formulas.

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

Summary table for '本園' (own) section, with columns for age groups, utilization numbers, adjustment rates, and total amounts.

Summary table for '分園' (branch) section, with columns for age groups, utilization numbers, adjustment rates, and total amounts.

③ 2・3号

Table for calculation items 2 and 3, including columns for item names and calculation formulas.

Table for calculation items 2 and 3, including columns for item names and calculation formulas.

④ 本園+分園 (1号+2・3号)

別添欄

円 (千円未満切り捨て)

別添4-2

様式第1号-4 (第5条第1号関係)

【認定子ども園(分区分割)】

草津市保育士等処遇改善補助金所要額調査書

施設名、利用定員、高専率(%)、1号、2・3号、開設月数

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※前年度の分区分割である10月時点の児童数を基準とする(10月時点の児童数が平均利用子ども数)

1号、2・3号 (認定区分、年齢区分、保育必要量区分、10月)

2号 (認定区分、年齢区分、保育必要量区分、10月)

(2) 処遇改善等加算単価

※前年度の10月時点の単価を適用

1号、2・3号 (認定区分、年齢区分、処遇改善等加算単価)

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目別)

※前年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

1号 (処遇改善等加算単価)

2・3号 (処遇改善等加算単価)

(4) 調整部分

※前年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

1号、2・3号 (調整部分)

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

1号 (所要額)

2号 (所要額)

2・3号 (所要額)

分園 (所要額)

③ 本園(分園)1号+2・3号 所要額

別添5-1

様式第2号（第5条第2号関係）

草津市保育士等処遇改善計画書

施設名	
-----	--

(1) 賃金改善見込

①	賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月
②	交付見込額（所要額）	円
③	市内の同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	円
④	調整後交付見込額（②+③）	円
⑤	賃金改善見込総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥	賃金改善の方法 改善する給与の項目（該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。）	<input type="checkbox"/> 賞与（一時金）（項目名：_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）
	賃金改善の具体的な方法	

※⑤≧④であること。

(2) 保育士および保育教諭に係る賃金改善について

ア 常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

イ 非常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る賃金改善について

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

施設名  
代表者名

別添5-2

様式第2号（第5条第2号関係）

草津市保育士等処遇改善計画書

施設名	
-----	--

(1) 賃金改善について

①	交付見込額（所要額）	
②	賃金改善見込総額	
③	賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月

※①は様式第1号の所要額、②≧①であること。②は(2)①、(3)①の合計額であること。

(2) 保育士および保育教諭に係る賃金改善について

①	賃金改善見込額	
②	賃金改善を行う給与項目 <small>（該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。）</small>	<input type="checkbox"/> 賞与（一時金）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
③	賃金改善を行う方法	（留意点） 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。 なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る賃金改善について

①	賃金改善見込額	
②	賃金改善を行う給与項目 <small>（該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。）</small>	<input type="checkbox"/> 賞与（一時金）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
③	賃金改善を行う方法	（留意点） 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。 なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

施設名  
代表者名

別添6-1

様式第4号(第7条関係)

草津市保育士等処遇改善実績報告書

施設名	
-----	--

(1) 処遇改善実績

①	賃金改善実施期間	年 月 ~ 年 月
②	交付総額	円
③	市内の同一事業者内における拠出実績額・受入額	円
④	調整後交付実績額(②+③)	円
⑤	賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)(千円未満切り捨て)	円
	(再掲)法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥	賃金改善に使用しなかった交付額(返還額)(④-⑤)	円
⑦	賃金改善の方法	<input type="checkbox"/> 賞与(一時金)(項目名: _____)
	改善した給与の項目(該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。)	<input type="checkbox"/> その他( _____ )
	賃金改善の具体的な方法	

(2) 保育士および保育教諭に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	支給した賃金総額 (①の①の期間における総額)	円
②	賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(①の①の期間における総額)	円

イ 非常勤職員

①	支給した賃金総額 (①の①の期間における総額)	円
②	賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(①の①の期間における総額)	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る処遇改善実績

①	支給した賃金総額 (①の①の期間における総額)	円
②	賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(①の①の期間における総額)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年 月 日

施設名  
代表者名

別添6-2

様式第4号(第7条関係)

草津市保育士等処遇改善実績報告書

施設名	
-----	--

(1) 処遇改善実績

① 交付総額		円
② 賃金改善実施期間	年 月 ~ 年 月	
③ 賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)(千円未満切り捨て)		円
(内訳)法定福利費等の事業主負担増加額		円
④ 賃金改善に使用しなかった交付額(返還額)(①-③)		円

(2) 保育士および保育教諭に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
② 賃金改善を実施した職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
③ 対象職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
④ 賃金改善を実施した職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
⑤ 支給した賃金総額 (1)の②の期間における総額		円
⑥ 職員一人当たりの賃金月額(円未満切り捨て) (⑤÷④)		円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(1)の②の期間における総額)		円
⑧ 賃金改善の方法 改定した給与の項目(該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。)	<input type="checkbox"/> 賞与(一時金)(項目名: ) <input type="checkbox"/> その他( )	
賃金改善の具体的な方法		
⑨ 一人当たりの賃金改定月額(円未満切り捨て) (⑦÷④)		円

イ 非常勤職員

① 対象職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
② 賃金改善を実施した職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
③ 対象職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
④ 賃金改善を実施した職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
⑤ 支給した賃金総額 (1)の②の期間における総額)		円
⑥ 職員一人当たりの賃金月額(円未満切り捨て) (⑤÷④)		円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(1)の②の期間における総額)		円
⑧ 賃金改善の方法 改定した給与の項目(該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。)	<input type="checkbox"/> 賞与(一時金)(項目名: ) <input type="checkbox"/> その他( )	
賃金改善の具体的な方法		
⑨ 一人当たりの賃金改定月額(円未満切り捨て) (⑦÷④)		円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る処遇改善実績

① 対象職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
② 賃金改善を実施した職員(実人員) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
③ 対象職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
④ 賃金改善を実施した職員(常勤換算数) (1)の②の期間における延べ人数(人月)		人
⑤ 支給した賃金総額 (1)の②の期間における総額)		円
⑥ 職員一人当たりの賃金月額(円未満切り捨て) (⑤÷④)		円
⑦ 賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く)(1)の②の期間における総額)		円
⑧ 賃金改善の方法 改定した給与の項目(該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。)	<input type="checkbox"/> 賞与(一時金)(項目名: ) <input type="checkbox"/> その他( )	
賃金改善の具体的な方法		
⑨ 一人当たりの賃金改定月額(円未満切り捨て) (⑦÷④)		円

上記について相違ないことを証明いたします。

年 月 日

施設名

代表者名

(令和5年9月21日揭示済み)

草津市告示第231号

令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月21日

草津市長 橋川 渉

令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業について、予算の範囲内において令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第2条 補助対象事業は、保育所等が実施する「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和5年4月19日付こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（感染症対策のための改修整備等事業）における事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と補助基準額（1,029,000円）を比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金精算額調書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) 事業の完了を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類（関係書類の保管等）

(交付の条件)

第6条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。
- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経

過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適  
化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども  
家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれ  
か遅い日まで保管すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に  
関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5  
年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失  
う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書  
類の提出期限および第6条に規定する交付の条件につ  
いては、同日後もなおその効力を有する。

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税・普通徴収督促状 3件
- (2) 固定資産税・都市計画税督促状 9件
- (3) 軽自動車税（種別割）督促状 4件
- (4) 国民健康保険税督促状 52件
- (5) 市県民税特別徴収督促状 2件
- (6) 差押調書（謄本） 1件

計71件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年10月6日に送達が  
あったものとみなす。

別紙  
様式第1号（第4条第1号関係）

令和5年度草津市保育所等施設地区対策のための改修整備等事業補助金申請書類調書

施設名：

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③を上限として 少ない方の額)	補助金申請額⑥

様式第2号（第5条第1号関係）

令和5年度草津市保育所等施設地区対策のための改修整備等事業補助金申請書類調書

施設名：

対象経費総額①	寄附金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③を上限として 少ない方の額)	補助金申請額⑥

(令和5年9月21日揭示済み)

草津市告示第232号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で  
送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第  
20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管してお  
り、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交  
付する。

令和5年9月29日



藤井 聖成	滋賀県草津市南笠山二丁目9番3号			令和5年度第2期
KAYEMBA HENRY	滋賀県草津市笠山一丁目4番10-420号-リパティビルズII			令和5年度第2期
YU PEI ZIE	滋賀県草津市笠山五丁目3番27-342号-クレスタ草津			令和4年度第10期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号-ジティハイム梨園			令和5年度第2期
ZHENG YOUWEI	中国			令和5年度第2期
KOLTENUK ALEXANDER LEO	米国			令和5年度第2期

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
山田環境サービス 株式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニングII201	令和5年 5月分
山田環境サービス 株式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニングII201	令和5年 6月分

差 押 調 書 ( 謄 本 ) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
青木 貴洋	京都府京都市上京区一条通千本東入伊勢殿構町260番地5ペルコート96 701号	発番 令和5年 9月12日 草納発第1041号

(令和5年9月29日揭示済み)

草津市告示第233号

指定管理者の申請内容の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第11条第1項の規定により、指定管理者の申請内容の変更を承認したので、同条第3項に基づき告示する。

令和5年9月29日

草津市長 橋 川 涉

- 1 変更に係る公の施設の名称  
草津市営火葬場
- 2 変更の内容  
タカラビルメン株式会社からシナネンアクシア株式会社へ社名変更  
(代表者の変更なし)
- 3 変更の理由  
合併による会社名変更のため(存続会社としての合併)
- 4 社名変更日  
令和5年10月1日

(令和5年9月29日揭示済み)

草津市告示第234号

草津市指定ごみ袋等取扱委託取扱要綱の一部を改正す

る要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月29日

草津市長 橋 川 涉

草津市指定ごみ袋等取扱委託取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市指定ごみ袋等取扱委託取扱要綱(平成8年草津市告示第29号)の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分		取扱委託手数料の額
指定ごみ袋 (無料引換え分)	10袋当たり	10円
指定ごみ袋 (販売分)	10袋当たり	20円
粗大ごみ処理券兼 リサイクル機器収 集運搬券 (販売分)	100円券1枚当たり	4円
	500円券1枚当たり	20円
	800円券1枚当たり	32円
	1,000円券1枚当たり	40円

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(令和5年9月29日揭示済み)

草津市告示第235号

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱（平成28年草津市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条の2第4項」を「第3条の2第2項」に改める。

第4条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第4項中「2人以上が属する」および「（以下「複数人世帯」という。）」を削る。

第6条を次のように改める。

（交付時の確認）

第6条 市長は、第4条第2項第1号に掲げる方法により引換券を交付するときまたは前条第1項の規定により引換券を再交付するときは、運転免許証、健康保険証、個人番号カードその他の本人であることが確認できる書類等により本人確認を行うものとする。

別表中

「

ごみ袋引換券交付枚数		
複数人世帯の場合	単身世帯の場合	転入または転居した世帯が他の単身世帯へ加わる場合
27	18	9
25	17	8
23	15	8
21	14	7
18	12	6
16	11	5
14	10	4
12	8	4
9	7	2
7	5	2
5	4	1
3	2	1

」を

ごみ袋引換券  
交付枚数

4
4
4
4
4
4
3
3
3
2
2
2

」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記  
様式第1号(第4条第1項関係)

草津市指定ごみ袋引換券等配付数および配達受入場所報告書

年 月 日

草津市長 宛

町内会名 \_\_\_\_\_

町内会長名(行政事務委嘱者名) \_\_\_\_\_

年9月30日まで有効の草津市指定ごみ袋引換券等の配付について、下記のとおり報告します。

1. 配付数 ( )の中に数を記入ください。)

(1) 草津市指定ごみ袋引換券(プラスチック製容器袋、ペットボトル袋2種類合計で40枚分)

配付世帯数	40枚分/1世帯	今回配付必要数	(参考)前回
		世帯	世帯

(2) 草津市ごみカレンダー

今回配付必要世帯数		(参考)前回	
ごみ収集地区名	必要数	ごみ収集地区名	必要数
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部
地区	部	地区	部

(3) 集会所用のごみ袋(地域の集会所のごみ出し等に使用ください。)

袋	枚入/1袋	今回配付必要数	(参考)前回
焼却ごみ類	枚入/1袋	袋	袋
プラスチック製容器類	枚入/1袋	袋	袋
ペットボトル類	枚入/1袋	袋	袋

2. 配達受入場所

受入場所の住所	草津市
配達先 (○をつけてください)	1. 会長様宅 2. 会館(集会所) 3. 管理人室 4. その他( )
(ふりがな)	
受取人	
電話番号	

※ 受取に際しましては、お立ち会いのうえ、受領印またはサインをお願いします。

別記様式第3号から別記様式第5号までを次のように改める。